資料１

第 20 回 中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会
会議資料

本日の議題、論点について

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割（今後の検討の方向性）

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第１条では、社会教育を含む教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされている。

戦後に社会教育が出発した当時は、今後の日本社会にとって必要な人材像として「平和的な国家及び社会の形成者（旧基本法第１条）[1]」の育成を急務とし、そのために社会教育が培うべき能力として、基本的人権の尊重、平等、国民主権、科学的思考などの育成が進められた。

このことは、第一次米国教育使節団報告書において、成人教育につき、討論や話合いを重視する方法上の改革が示唆され、また立法当時の社会教育法第５条第１項であえて特記された「討論会」といった社会教育の方法や、「生活の科学化の指導のための集会の開催」といった内容にみることができる。

今後の社会教育の在り方を考える上で、次の点を明確にする必要がある。

- **現代的な課題を踏まえ、今後の日本社会、地域社会の形成者を育成していくために、社会教育として重点的に培うべき力は具体的に何か**

[1] 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）【旧法】
（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

今後の目指すべき社会像については、過去の中教審答申や教育振興基本計画等において、「社会的包摂」、「共生社会の実現」、「持続可能な社会の実現」、「ウェルビーイングの向上」などの言葉で表されている。

また、地域には、防災、福祉、人口流出、少子化、孤立・孤独、担い手不足、地域のつながりの希薄化、障害者や外国人住民との共生などの課題が存在している。これらの課題が生じる背景に共通する要素として、社会的包摂や共生社会等の実現が不十分であることが考えられる。そのため、これらの課題に対し、審議経過報告で述べた社会教育を通じた「根本的な解決」を目指すとき、社会教育の様々な活動は、社会的包摂、共生社会の実現、持続可能な社会の実現、ウェルビーイングの向上を目的とすることが必要である。

言い換えると、地域社会の様々な課題の解決には、社会的なウェルビーイングの実現に向けて一層の取組が必要であることなどといった背景があり、社会教育を通じてその背景にアプローチすることが、目の前に立ち現れている地域課題の根本的な解決につながり、また、安心して暮らせる地域を実現することにもつながるものである。

これらを踏まえれば、今後の社会教育が広く培っていく力は、社会的包摂や共生社会の理念を基に、様々な地域の課題の解決に主体的に関わり、すべての住民のウェルビーイングが達成された社会の実現に寄与でき、地域において自分の役割や生き甲斐を見いだせる地域社会の形成者としての力ではないか。

このそれぞれの地域社会の形成者に求められる力としては、例えば、次のようなものが考えられるが、その妥当性についての評価や、この他社会教育が育むべき今後の社会の形成者に必要とされる力について、委員のお考えを伺いたい。

- **価値観の多様化に対する、将来の地域コミュニティを共に生き、担っていく社会的包摂の考え方と態度**

  多様な背景や価値観を持つ人々が共に生きる地域コミュニティの担い手として、社会的包摂の精神に基づいた共生社会の理念を身に付けることが重要ではないか。
- **地域ごとに異なる課題に対する、自ら地域課題を見つけて取り組む行動力**

  地域の将来を担う一員として、地域コミュニティに貢献する経験を通じて、地域への愛着や誇り（シビックプライド）を涵養し、地域課題を見つけ自ら取り組む行動力を育成することが重要ではないか。
- **AI 等の技術発展に対する適切な倫理観**

  今般の生成 AI のような新興技術等を、他者や社会への影響を考えながら適切に使いこなせるようにするため、人としての根幹となる価値観や倫理観（道徳意識）を育成することが重要ではないか。

議題２：将来の地域社会の形成者としての子供を育成するための社会教育の在り方

社会教育によって、地域住民のすべてが、将来の地域社会の形成者として必要な力を身に付けることが目標である。これは、子供から大人まですべての世代で必要なことである。

その中でも、子供は、この時期に育まれた力がその後の人生に大きく影響するとともに、これからの社会を長年にわたり担っていく存在であるため、特に重要である。

また、子供は自身で家庭や住む地域などの環境を選ぶことが難しく、周囲の環境に大きく影響を受ける。そのため、どのような環境にあっても適切な成育環境を確保するため、社会全体で支えていくことが必要である。

子供の成育環境という観点からは、社会教育には、次のような特長がある。

- **年齢や職業、障害の有無や外国人など多様な人々が関わり合うことができるため、共生社会の理念や地域のメンバーシップの意識を育てるのに適している。**
- **生活・文化体験や自然体験、社会体験などの直接体験や、そうした体験や経験に基づき自ら課題を設定して試行錯誤し、課題解決に取り組む探究については、学校教育においても取り組まれているところであるが、社会教育では、学校での学びを通じて芽生えた興味・関心を基に、地域における多様な体験や活動を通じて、その学びを更に深く探究していくことができる。こうした学校教育と社会教育の相互補完的な取組を通じて、子供たちの主体性や社会参画意識をより一層育むことが期待される。**
- **また、不登校の子供や日本語能力が十分でない子供など、多様な背景や状況にある子供については、学校教育に加え、社会教育も含めた社会全体でその成長を支えていくことにより、それ**

ぞれの状況やニーズに応じた多様な学びや活動の機会を確保することにもつながる。

そのため、これまでのように学校教育と社会教育とを別々に考えるのではなく、「こどもの最善の利益」のための教育を、学校・家庭・地域が相互補完的に構築していく必要があるのではないか。

その教育においては、将来の地域社会の形成者の育成のため、例えば以下のような教育活動を展開することが考えられるのではないか。

- **世代や国籍、障害の有無など多様な人々と学びを通じて交流する活動**
- **生活・文化体験や自然体験、社会体験などの直接体験**
- **地域の課題を題材にした探究的な学びと実践**
- **学校に行きづらい子供や日本語を学ぶ子供などが安心して過ごし、学べる居場所づくりと学習支援**

なお、こうした教育活動にあたり、何をどのように学ぶかについては、子供の意見を尊重し、子供の自主性・自発性を基にすることが重要であり、学校教育で育まれた興味・関心に応じ、子供自らが学びを深める体験活動や読書活動、探究的な学びの機会などを放課後や休日に確保し、将来の地域社会の形成者に必要な力などを育てることが重要ではないか。

さらに、こうした教育活動にあたっては、子供への教育を担う施策である学校教育と社会教育が適切な役割分担のもと相互に連携し、学校の負担にも十分に配慮しながら、地域全体で将来の地域社会の形成者となる子供を育成していくことが重要となるのではないか。具体的には、例えば以下のような学びの環境整備が考えられるのではないか。

- **それぞれの地域において求められる将来の地域社会の形成者の具体的な姿について、学校と地域が共有し、地域と学校がそれぞれの教育資源を活かしつつ効果的に育成していくための方策**
- **体験活動などの地域社会に関わる学校教育活動にあたって、地域の社会教育関係団体をはじめとした子供の教育に関わる団体等との効果的な連携を促進する方策**

このような視点が考えられるが、その妥当性についての評価や、この他に挙げるべき教育活動、環境整備について、委員のお考えを伺いたい。

議題３：新たな役割を踏まえた社会教育と他分野との連携方針

地域課題の解決に当たっては、対症療法的な対応では根本的な解決にはつながらない。地域住民の一人一人が地域社会の形成者として必要な力を身に付け、主体的・継続的に行動し、さらには地域住民同士が協力して取組を進めることで、現状の地域課題の根本的な解決や、新たな課題の発生の未然防止につながると審議経過報告においてまとめたところ。

例えば防災の取組では、次のような効果が期待できる。

- **地域課題解決の中心となる人物が、自治体が主催する研修会などの社会教育を通じて、共生社会の理念を理解し、誰一人取り残さず、一人一人を大事にする姿勢を身に付ける。**
- **その結果、高齢者、障害のある人、外国人など、災害時に特に支援が必要となる人にも十分に配慮するとともに、学校安全も含め地域社会全体での安全確保に留意した、地域の避難計画や避難所運営マニュアルが策定される。**
- **それにより、災害時に避難が遅れることや、避難生活の負担などで亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ地域の防災力向上につながる。**

また、通常の避難訓練に参加するだけでは、住民が避難の手順を理解するにとどまる。これに対し、学校安全も含め地域社会全体での安全確保に留意しつつ、共生社会の理念に基づく避難計画に沿った避難訓練や避難所運営訓練の実施を含む地域の防災力向上の取組を推進すれば、計画を作った人だけでなく訓練に参加した住民も、訓練を通じて、支援が必要な人への配慮や助け合いの大切さを認識し、地域社会の形成者として必要な力を身に付けることにつながる。すなわち、避難訓練が、地域社会の形成者を育成する社会教育の場となり得る。

以上のような社会教育による効果を踏まえ、地域課題の解決と地域社会の形成者の育成に向けては、福祉等の他分野と社会教育との連携が必要である。そのためには、地域課題解決の取組の中で、社会教育が果たす役割を具体的に示していく必要がある。防災、防犯、人口流出、少子化、地域福祉などの各種の地域課題解決のそれぞれの取組において、社会教育が果たす役割として、具体的にどのようなものが想定されるか、より具体化した言語化を図るため、各委員におけるそれぞれの立場からの取組などを情報提供、発信いただきたい。

また、地域課題解決に向けた取組に社会教育が適切に組み込まれ、どの地域においても実施されるようにするためには、各自治体が法令に基づいて策定する各種計画（例：地域防災計画、地域福祉計画、総合計画など）に盛り込むなど、どのような制度的な仕組みが必要か。